

平成26年10月30日（木）

於・特許庁16階 特別会議室

産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会  
第8回商標審査基準ワーキンググループ 議事録

特 許 庁

目 次

1. 開 会 .....	1
2. 商標審査基準たたき台案について .....	1
3. 今後の検討事項とスケジュールについて .....	33
4. 閉 会 .....	35

## 1. 開 会

○青木商標課長 ただいまから、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会第8回商標審査基準ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、以後の議事進行は小塚座長にお願いいたします。よろしく申し上げます。

○小塚座長 皆さん、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の議題ですが、議事次第に書かれているとおり、商標審査基準たたき台案、いよいよこれについての審議も大詰めということです。それから最後に、今後の検討事項とスケジュールについて御議論いただきたいと思います。

では、まず事務局から配布資料の確認をしてください。お願いします。

○青木商標課長 それでは、配布資料の御確認をさせていただきます。本日の配布資料は、座席表、議事次第及び配布資料一覧、委員名簿のほか、資料1「商標審査基準」たたき台案、資料2「商標審査基準」たたき台案に対する御意見の概要及び考え方、資料3「今後の検討事項とスケジュール（案）」、参考資料「商標審査基準」たたき台案事務局提案一覧、以上の4点でございますが、不足等ございませんでしょうか。よろしいですか。以上です。

## 2. 商標審査基準たたき台案について

○小塚座長 それでは、早速、議題に入りたいと思います。まず、商標審査基準たたき台案について、事務局の審査基準室長から御説明をお願いいたします。

○木村商標審査基準室長 資料1でございますが、「商標審査基準」たたき台案です。これは前回お示ししました10月8日版から、10月30日見え消し版という形にしております。構成ですけれども、青色で記載しておりますのが第1回から第7回、前回までの商標審査基準ワーキンググループで実質的に審議された事項になります。赤が検討の必要な事項、それから我々事務局のほうで提案させていただいたタイトル部分でございます。

前回、商標審査基準ワーキンググループが終了した後に、各委員からメールで御意見をいただきまして、その意見を資料2に取りまとめしております。その資料2の取りまとめの結果を赤の下線で修正したのが、このたたき台案の構成になっております。私からは、資料1のたたき台案で概要を御説明した後で、御審議をいただければと考えております。

たたき台案ですが、最初は商標法第3条第1項になります。2ページを御覧いただきまして、細かい語句の修正等は我々のほうでやっておりますが、2ページに【事務局提案1】というのがございまして、「色彩のみからなる商標が、特定の文字等を認識させ、その文字等が商品又は役務の普通名称を単に表したにすぎない場合は、その文字等が第3条第1項各号の規定に該当する場合、原則として、第3条第1項各号の規定に該当するものとする。」ということに記載していましたが、そもそも普通名称自体が商標法第3条第1項第1号の射程に入ることから商標法第3条第1項に記載するのは適切ではないという御指摘と、あとは「特定の文字等認識させ」という具体的な事例はどういうものを考えているのかという御指摘に対して、こちらで整理しました。11ページを御覧になってください。

11ページの10. で、「色彩のみからなる商標である旨の記載が」というところですが、その下の「なお」というところで、「色彩のみからなる商標が、特定の文字等を認識させることが明らかなきときは、第3条1項柱書の規定により商標登録を受けることができる商標に該当しないものとする。」という例を示しておりますが、出願自体は、色彩からなる商標であるという旨の主張があり、全体の色として赤、オレンジの色で「JPO」の文字が認識できるように記載されている場合ですが、出願の主張自体は、色彩のみからなる商標ということですので、商標法第5条第2項で新たに定義されておりますけれども、特定の文字等をこの例では認識させるということで、商標法第3条柱書きの商標登録を受ける商標に該当しないという整理をさせていただいて、商標法第3条第1項柱書きの記載にするという整理をしております。

したがいまして、【事務局提案1】は、各号にかかってくるものですが、各号に記載した部分についても商標法第3条柱書き全体として拒絶するという記載にしましたので、各号の記載も削除しております。

それから、6ページ、【事務局提案2】でございます。これは国際商標登録出願ですけれども、「国際登録に係る商標が2条1項に規定する商標に該当しないことが明らかなきときは、3条1項柱書により登録を受けることができる商標に該当しないものとする。」、これは例示のところですが、Sound Mark、Olfactory Mark、Color Markが記載されております。

すが、今回、Sound Mark と Color Mark が保護の対象になりますので、この商標法第3条第1項柱書きの対象から削除するという修正をしたのですが、御提案の中では、トレードドレスとか、味商標とか、触感商標とか、そういったものを追加で入れたほうがいいのではないかという御指摘もありました。しかしながら、ここで記載しているのは、あくまでも「明らかなときは」ということで、現行の国際商標登録出願には、Sound Mark とか Color Mark というのはチェックボックスがあって、明示的に、これが Sound Mark だとわかるというところに着目して記載していたのですが、今後、仮にトレードドレスとか味商標が保護対象になると、Description を読み込んでいかないとなかなか理解しがたいということもありますので、ここは例示を削除するという整理にしております。

それから、12 ページです。これは色彩のみからなる商標ですが、位置を特定して出願する場合の考え方です。前回のたたき台案の中で、フライパンの例が入っていたと思いますが、フライパンの例があまり適切ではないのではないかと、実線、破線の使い方も含めて複雑な例になってしまうので、他の例を考えたらいいのではないかと御指摘をいただいております。ここでは卓球のラケットの柄という例に差しかえをした例にしております。

1 点この中で、色彩の商標の場合、その色彩をべた塗りしますが、そのべた塗りするところが、立体形状になる場合もあるのではないかと御指摘をいただいておりますので、その立体形状をどのように表すのかというところで、その立体形状がわかるような破線で表してその膨らみといたしますか、その立体形状がわかるような形で記載していただくということを明示しております。例えば包丁の柄の部分の丸いところが破線になっていたり、卓球のラケットの柄の部分が少し丸みを持つような破線を入れ込んでいたり、そういう記載ができるという例を示しております。

それから、14 ページ、【事務局提案6】でございます。「次の事項を、商標の構成要素とする場合には、五線譜になるべく記載する。」という、この「なるべく」というのはどういう意味合いを持つのかという御指摘がございまして、我々は、「なるべく」というのは、強制はできないけれども、できるだけ書いていただきたいという趣旨で記載しましたが、そうであれば別に記載をしなくてもいいのではないかと御指摘もありましたので、この部分については削除した形で整理しております。

それから、その下の(ロ)の①、音の種類のところですが、機械音等は具体的な例示がないとわかりにくいのではないかと御指摘をいただいておりますので、「ニャー」という猫の鳴き声、「パンパン」と手をたたく音、「ピューピュー」と風の吹く音、「ゴーゴー」と風の吹く音、その次には「カ

チャカチャ」と機械が動く音、「ウィンウィン」と機械が動く音、こういった例を追加しております。

あと、【事務局提案7】ですが、15 ページの「五線譜にて記載が可能な音について」というところで、五線譜で記載する場合に、楽曲のタイトルとか作曲者名といった音商標の構成要素そのものではないものが記載されている場合、音商標の構成及び態様を特定するものとは認められないことを明示的におきたいということで、こちらのほうに記載しております。

それから、16 ページの位置商標のところなのですが、これも同様に例示を記載しておりますが、位置商標の場合には実線といいますか、輪郭線できちんと記載するというのを16 ページの例示に書いております。

それから、19 ページ、色彩のみからなる商標が、例えば特定の文字を認識させるという場合、その拒絶理由を各号に記載していましたが、商標法第3条第1項柱書きで対応するというので、この6. を削除しております。

同様に、20 ページ、商標法第3条第1項第2号の3. についても削除しております。

それから、商標法第3条第1項第3号、24 ページです。これは今回法改正で導入された特徴についてです。特徴に該当するものの例として記載しております。これは色彩のみからなる商標ですけれども、15. の(1) 商品が通常有する色彩。「商品の性質上、自然発生的な色彩」として例示しておりましたが、例示の数が多いのではないかと御指摘もあり、例はかなり絞っています。商品「木炭」について、「黒色」、これを挙げております。

(ロ) ですが、これは「商品の機能を確保するために不可欠な色彩」という記載をしていたのですが、この「不可欠な色彩」というのはなかなか難しいところがございます、必ずそれを使わなくてはならない例が難しいのですが、「ソーラーパネル」に「黒」、「建築用断熱材」に「銀色」、「ビール瓶」について「茶色」という例を挙げています。「ソーラーパネル」に「黒」というのは、他国で使われている機能的な商標の例ではありますが、そこもいろいろ調べますと、「黒」が「不可欠な」色とまでは言えないところがありますので、その部分を修正し、「商品の機能を確保するために通常使用される又は不可欠な色彩」というカテゴリーに修正しております。

その他商品「自動車用タイヤ」について、「黒色」、これは通常使用される色彩だろうということで例示しております。

同様に、(2) 役務の提供の用に供する者等が通常有する色彩で、これも例示を絞ってお

ります。

同様に、16. 25 ページ、音ですが、音についても、色と同様に見直しをしております。商品が通常発する音ということで、商品から自然発生する音、「炭酸飲料」について、「「シュワシュワ」という泡のはじける音」。それから、(ロ) 商品の機能確保するために通常使用される又は不可欠な音ということで、「スプレー式殺虫剤」で、「「シュー」というスプレーの音」、こういう形にしております。

【事務局提案 12】についても、事例の見直しをしております。

26 ページ、18 番です。これも先ほどの商標法第 3 条第 1 項柱書きで対応するということで、削除しております。

28 ページの 7. も同様です。

それから、商標法第 3 条第 1 項第 5 号で、30 ページです。【事務局提案 15】ということで、ホログラム商標、5. (3) で、「ホログラム商標が、見る角度により別の表示面が見える視覚効果が施されており、極めて簡単で、かつ、ありふれた標章が複数の表示面に分割されて表されているもののみからなる場合には、原則として、商標全体として商標法第 3 条第 1 項第 5 号の規定に該当するものとする。」として、単純に○とか×が複数の表示面で分割されて表されているものも基本的には簡単、かつ、ありふれたということで、商標法第 3 条第 1 項第 5 号というふうに整理していました。しかし、それが必ずしもホログラム商標の中でありふれていると言えないのではないかという御指摘もありましたので、ここは削除しております。

それから、【事務局提案 16】も、特定の文字を認識させるということで、これも削除しております。商標法第 3 条第 1 項柱書きで対応いたします。

それから、商標法第 3 条第 1 項第 6 号です。11 番、32 ページ、色彩のみからなる商標ですが、(1) の記載を工夫し、「3 条 1 項 3 号の規定に該当するもの以外は、原則として、本号の規定に該当するものとする。」としました。(1) は、「その市場において商品又は役務の魅力等の向上に通常使用される色彩」というカテゴリーにし、例えば「携帯電話」について、「シルバー」とか通常使用される色彩を例示しています。

(2) は、「その市場において商品又は役務に通常使用されてはいないが、商品又は役務の魅力等を向上させるにすぎない色彩」とし、「冷蔵庫」について、「黄色」という例を出しています。

次の (4) は削除しております。

音商標についてです。33 ページ、【事務局提案 18】、楽曲のところですがけれども、楽曲のみとか、書きぶりを工夫したらいいのではないかという御指摘がありまして、【事務局提案 18】の「(ロ) 需要者がクラシック音楽、歌謡曲、オリジナル曲等の楽曲としてのみ認識する音」という形に修正しております。例示として、「CM等の広告において、BGMとして流されるような楽曲」にしております。

それから、34 ページ、(ホ) ですが、ここに例えばCMで使われるような効果音等、商標法第3条第1項第6号の適用になるというのを明示的に記載したほうがいいのではないかという御指摘がありまして、その部分は追加しております。「広告等において、需要者の注意を喚起したり、印象づけたり、効果音として使用される音」、例示としては、「焼肉のたれ」の広告における「ビールを注ぐ「こぼこぼ」という効果音」。あとはテレビのCMで最後に流れる「ポン」というような音ですね、こういったものも「需要者の注意を喚起する音」ということで、商標法第3条第1項第6号の射程に入るという整理をしております。

それから、商標法第3条第2項の適用のところですが、37 ページの4. は動き商標の事例です。同一性が認められる場合として、そこに記載しているとおり個別具体的に記載していましたが、ここは識別される部分が認識されればよいという原則論だけ書けばいいのではないかという御指摘があり、「使用商標中に、出願商標の構成要素以外の要素が含まれているが、出願商標部分のみが独立して自他商品役務の識別標識として認識されると認められる場合。」の記載にしております。

他方例示も必要なことから、「使用商標としてCM全体を収録した動画データが提出されたが、動き商標と同一の部分はCMの最後にのみ流れるような場合であるが、動き商標と同一の部分が需要者に強い印象を与え、独立して自他商品役務の識別標識として認識される場合。」を記載しています。例えばCMが10秒ぐらいの長さのときに、最初の5～6秒は普通の映像が流れていて、最後の2～3秒にその会社又は商品のマークがクルクルと回転するとか、その部分が強い印象を与えるということであれば、それが出願商標と同一であるという認定をし、同一を認めていくということを考えております。

同じように、38 ページ、ホログラム商標。39 ページ、6. 色彩のみからなる商標。40 ページ、(ロ) は音の商標。41 ページ、位置商標。これも全て今動きの商標の例で御説明しましたとおり、同じような記載に修正しております。

それから、前回御議論いただきました商標法第4条第1項第3号です。44 ページ、【事

務局提案 24】ということで、1. は、判断時期について、経済産業大臣が指定したときとするというのを記載していましたが、最終的な行政処分の判断時期は、査定時あるいは審決時という原則がございますので、この部分については削除しております。

新しい1. の「類似」の判断ですけれども、前回は、「国際機関との関係の誤認が生ずるおそれがあるか否か」ということを記載していましたが、過去の審決例を十分反映したような文章にすべきではないかという御指摘をいただいており、「「類似」の判断は、当該国際機関等の権威を損じ、尊厳を害するような商標を一私人に独占させることを防止するという目的に照らし、同機関等を表示する標章と相紛らわしいか否かを考慮するものとする。」と、そういったものを参考にして「類似」の判断を考えていくというのを明示しております。

それから、3. で「需要者の間に広く認識されている商標」の認定ですが、(6) でアンケートの結果を記載しておりました。ここは、商標法第3条第2項と同様の記載が必要なのではないかという御指摘もございまして、45 ページですが、「ただし、需要者の認識度調査（アンケート）は、実施者、実施方法、対象者等その客観性について十分考慮するものとする。」という記載にしております。

その他は語句の修正等でございます。

それから、47 ページ、これは商標法第4条第1項第7号です。これは商標制度小委員会において御議論いただいたところではあるのですが、今回3、4、5という記載を追加しております。1つは音商標に含まれる言語的要素が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある場合には、商標全体として第7号の規定に該当するものとする。4. ですが、国歌についてです。音商標が国歌（外国のものを含む）を想起させるようなものである場合には、第7号の規定に該当するものとしています。

それから、5. ですが、緊急用で使われるようなサイレンの音については、各法律で個別に使用規制されている場合もございます。ただ、外国で使用されているサイレン音まで拒絶するとなるとなかなか難しいところもございまして、「音商標が、我が国でよく知られている緊急用のサイレン音を認識させるようなものである場合には、本号の規定に該当するものとする。」という記載にしております。

それから、57 ページの (9)、これは類似のところですが。これは星がどんどん小さくなっていて、最後に爆発するという動きの商標ですけれども、最初の部分と最後の部分の標章が記憶に残りやすいのではないかということで、星の部分と爆発している部分が類似す

るといふ例示にしておりましたが、例えば中間部分であっても、認識に残るとか、印象が強いとか、そういうものであれば当然類否判断の対象になり得るといふ御指摘もいただいております。そうすると、いろいろなパターンが考えられることもあり、ここは原則論だけを記載して例示は記載しないという整理をしております。

したがって、(9)ですけれども、「自他商品役務の識別機能が認められる標章が変化する動きの商標の場合、その変化の前後の標章と当該標章からなる図形商標とは、原則として、類似するものとする。」という記載で整理をしております。

それから、59 ページ、16 番、色彩のみからなる商標の類否についてです。色彩のみからなる商標の類否については、諸外国でもどういふ基準で類似を判断していくのか明確になっていない、あるいは基準をそもそも定めていない状況になっております。日本でも、類似の判断をどのようにするのかという問題がありますが、(1)で色彩のみからなる商標は、当該色彩が有する色相、彩度、明度及び色彩を組合せた商標により構成される全体の外観を総合的に判断して、考察する。こういう原則を最初に持ってきております。

それ以下、(2) から (4) というところで、色相、彩度、明度の具体的な類似する基準を記載しておりましたが、色の類否については、業界によっては同じ白であっても、かなり異なる場合がある。しかも色彩の場合には、商標法第 3 条第 2 項で登録される場合がほとんどだとすると、その色に相当程度特徴があるといった事情もございますので、ここで個別具体的な類否の基準を書くのは適当ではないということで、原則論だけを記載しています。

それにあわせて、60 ページ、例示しているのもは、個別判断にならざるを得ないということで、削除しております。

61 ページです。これは商標審査基準ワーキンググループでも御議論いただきましたけれども、(3)の「色彩を組合せた商標」と「図形と色彩の結合商標」の類否についてです。左が色彩を組合せた商標で右が図形商標です。この場合、色彩のみからなる商標については、輪郭がないということですので、商品全体、あるいはTシャツ全体に広がり得るとか、使用態様によってはかなり異なる場合があり得るといふことです。基本的に類似と考えていますが、いろいろな使用状況もございますので、ここで「原則として」といふ文言を入れております。

それから、その下の例ですが、(5)の「単色の商標」と「文字商標」の類否についてというところです。前提として、52 ページの 7. (2) です。これは既存の商標、文字商標、図形商標、あるいは、それらの結合の場合の基準ですが、7. (2)は「商標が色彩を有す

るときは、その部分から称呼又は観念を生ずることがあるものとする。」という基準になっております。

したがいまして、現行の基準と整合性をとるということで、(5)の色彩商標と文字商標の赤というところですが、書きぶりを変えて、「文字商標との類否判断においては、称呼及び観念において同一又は類似であるとしても、色彩のみからなる商標は、主として色彩の外観が重要な判断要素となることから、原則として、商標全体として類似しないものとする。」というように、色彩のみからなる商標も、称呼及び観念というのは一定程度生じるといっては否定しないのですけれども、実際には外観を重視して判断していくということは明示的に記載しております。

それから、63ページ、位置商標の類否です。これについては具体的な例示があったほうが良いということで、前回御議論いただきました「動物のぬいぐるみ」のウサギ、ネズミ、ゾウの左耳に黒いタグがついている例について記載しております。

それから、その標章自体に識別力が認められる場合ということで、卓球のラケット。以前はスニーカーの例を出していましたが、卓球のラケットの例に変更しております。

それから、69ページは商標法第4条第1項第15号の規定です。これは前回議論がここまで行かなかったのですけれども、【事務局提案28】ということで、例えば「フェラーリ」と「フェラーリオ」の動く商標の事例、あるいは、女性が走る動きの商標と男性が走る動きの商標の混同の事例、こういったものを個別に挙げておりました。

いただいた御意見を見ますと、いろいろなシチュエーションが考えられまして、混同を生ずるおそれの判断基準として、標章自体がどの程度関連性があれば良いのか、矛盾の程度はどうかとか、そういう御指摘がありまして、この点については個別具体的に判断されるというのが今までの裁判例であると思いますので、今回は特別な記載はせず、既存の審査基準で読み込むという記載にしております。もちろん今後いろいろな事例が積み重なってくれば、混同のおそれがあるのかないか、そういったところを記載していくのは当然あり得ますけれども、現時点では、既存の審査基準で読み込むことにしております。

それから、74ページ、これは商標法第4条第1項第18号になります。商標法第4条第1項第18号は、政令で定めるもののみからなる商標ということで、まだ政令のほう公表されていない状況にありますので、現在の想定で立体形状と、今回新しく導入される音、色彩の3つについて記載しております。

具体的例は、74ページの(2)の(イ)で、色彩のみからなる商標として、「出願商標が、

商品等から自然発生的な色彩であること。」の例示として「バナナ」の「黄色」というものを出していたのですけれども、例示もなかなか難しいところがございます、特に記載する必要はないのではないかという御指摘をいただいております。そういうこともございまして、今回は例示から削除しております。それが74ページ、75ページになります。

それから、80ページでございます。これは商標法第5条の商標登録出願の仕方、書き方ですけれども、ここにタイプごとに、次のとおりとするという、どちらかといいますと出願の書類の書き方になりますので、基準というよりも出願の手引きといいますか、多分そちらの内容になってくるので、その部分を商標法第5条第1項第2号のところではなく、商標法第5条第5項で記載をするというように、書き方を変更しております。

次は100ページです。これは商標法第16条の2及び商標法第17条の2ということで補正の却下、補正の取り扱いについての記載になります。ここは【事務局提案32】で、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標、位置商標について、それぞれのタイプの主張、あるいは願書に記載した商標、それから詳細な説明又は物件の補正、要旨変更になる場合とならない場合というのを具体的に記載しております。

それが100ページから102ページに記載されております。これは以前、音声ファイルのところで、音声ファイルを正確に把握するのはなかなか難しいということで、例えば「ギターにより演奏されたとおぼしき」という文言で記載していましたが、この部分は「認識させる」という形の表現に修正しております。

あとは102ページの②のb、要旨の変更となる例。これは音商標の場合ですが、「願書に記載した商標が、演奏楽器について記載されていない五線譜であり、物件がギターにより演奏されたと認識させる音声ファイルである場合に、物件をピアノにより演奏されたと認識させる音声ファイルに変更する。」ということで、最初に出願されたときに、五線譜には演奏楽器は全く書かれていなかった。出願のときに提出された物件は、ギターで演奏されていたが、そのギターを今度はピアノに補正する例ですが、これについては要旨の変更になるというのを明示的に記載いたします。

以上で、各委員の皆様方からいただいた御意見を踏まえたたたき台案の修正の概要について説明いたしました。

○小塚座長 さて、分量的にも膨大な基準であり、それから御説明いただいた箇所も多岐にわたります。基本的にはこれについて御自由に御意見をくださいということですが、整

理して進行するために一つこういうことではどうかと思っております。前回のこの商標審査基準ワーキンググループで、修正点のうちで特に事務局から重要であって審議をお願いしたいという点をピックアップしていただきました。これが今回参考資料という形で付いております。私の記憶ではこれの下の方、提案番号 28 以降のところ、前回時間切れで個別には審議できていない。もちろんその後、委員の皆様からの御意見は頂戴して反映させてあります。

そこで、一つの進め方として、28 から 32 までは 1 つずつ項目ごとに見て行って御審議をいただく。終わりまで行き着きましたところで最初に戻りまして、委員の皆さんが御意見、御懸念等お持ちの点は御自由に御発言いただく、こういうことで進めたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

○加藤委員 1 点だけ指摘させていただきます。

前回の商標審査基準ワーキンググループで指摘し、変更していただくことになっていた点が 1 点漏れているのですが、今日の資料 2 のほうにも上がっていませんので、完全に漏れではないかと思われるのですけれども、その点はいつ指摘させていただければよろしいでしょうか。

○小塚座長 それは今リマインドしていただけますか。

○加藤委員 わかりました。33 ページの一番下の行、「商品「パーソナルコンピュータ」について、「起動音」という例は、「デジタルカメラ」の「カシャ」というシャッター音」というふうに前回指摘させていただいたかと思うのですが。

○小塚座長 これは具体的な例の話ですので、御指摘はわかりましたので事務局で記録していただいて、戻りましたときに、この点について特に意見が分かれたということではないと私は認識していますので、そのときに確認することにさせていただきますと思います。

それでは、先ほどの進め方で一応御了解が得られたと理解いたしますと、69 ページです。これがいきなりで恐縮ですが、前回は【事務局提案 28】とあったのですけれども、今回それを全て削除というふうにしたというところですが、ここから始めます。これは商標法第 4 条第 1 項第 15 号の例として、商標法第 4 条第 1 項第 15 号について、動き商標以下、今回導入するタイプの商標について具体的な基準を書くのは時期尚早ではないかということで、特に何も記載はしないというのが今回の事務局の御提案ですが、この方向はいかがでしょうか。もと書かれていた例についていろいろ御意見があったことは承知しておりますが、全く例がないと不都合だという御意見がありますか。これはもう全て削除という事

務局提案でよろしいですか。

それでは、議論し出すとこれはいろいろ細かいことが出てまいりますので、全て削除ということでお認めいただきました。

ありがとうございます。

次です。74 ページから 75 ページですが、【事務局提案 29】、商標法第 4 条第 1 項第 1 8 号。ここについては、1 つの論点は例をどこまで書くかということだったわけです。先生方の御意見も、ある部分では、例はこんなに要らないのではないかという御意見もあり、例が全くないと例が少しあったほうがわかりやすいという御意見もありというので、基準というのはどうしてもそういうところがありますが、商標法第 4 条第 1 項第 1 8 号に関しては、そもそもどういう場面で適用になるという議論も繰り返し商標審査基準ワーキンググループで出ていることもあり、今回事務局からは、具体例を書かず、ただその考え方の一般論自体は文章として書いてある。こういう御提案ですが、この書き方についていかがでしょうか。

これは商標法第 4 条第 1 項第 1 8 号の政令次第でもあるわけですが、大体政令も相当大きく異なることはないであろうという見通しで一応こういう御提案をしている。最終的には政令の文言を見て調整ないし確定させていただくということでございます。具体例削除でよろしいでしょうか。

○外川委員 75 ページの (4) の下のところですが、これは書きぶりの問題だけで中身は別にかまわないと思うのですが、(4) でこれは (イ) を消したので (ロ) だけということになると、商品の機能を確保するために不可欠な音というものについての説明ということになると思います。上のほうの (ロ) があって、それを受けて (イ) と (ロ) があって、それからまた①と②があって、あちこち (ロ) があって申し訳ないのですが、真ん中の (ロ) の「代替可能な立体的形状、色彩又は音が存在する場合でも、同程度の費用で生産できるものであるか」、簡単かということだと思いますが、「なお、音商標は商品の機能を確保するために不可欠であるかの判断において」、この①と②を考慮すると言って、これも不可欠な音の判断なのですが、そこでまた「商品等の構造又は機能上不可避に生じる音」という言葉と、最後に①の文章が「不可欠な音となりやすい」ということで、このもとの条文は「当然に備える特徴」という言葉を使っているわけですが、ここで言う不可欠な音と、更に、②のほうで人工的に付加された音については、商品等の機能を確保するために不可欠な音とはなりにくい。人工的に付加された音。言っていることはわかるのですけれ

ども、人工的に付加された音が不可欠な音になりにくいのは当然ではないかと思うのですが、その書きぶりですね、「不可欠な音」という言葉をいっぱい使われているのですが、多分上のほうで言っている不可欠な音と、ここで言っている不可欠な音と多分意味合いが若干違うのではないかと思うのです。単に書きぶりの問題で、不可欠をまた不可欠で説明しているような感じがするので、すみません余計なことを言っておりますが、書きぶりを少し工夫されたほうがいいのではないかというだけでございます。中身は文句がありません。

○小塚座長 これは要するに2.の(2)の(ロ)、それから2.の(3)の(ロ)で、それぞれ不可欠な色彩、不可欠な音というのは、「当然に備える特徴」というものに当たるのではないかということで、確認すべき点に含まれるということなのですが、2.(2)の(ロ)、それから2.(3)の(ロ)のところの不可欠な音、これを仮にかぎ括弧か何かでくくりますと、御指摘の部分に、かぎ括弧でくられるべき不可欠な音というのと、そうではない日常用語として欠かせないという意味で使っている部分とが混在しているのではないかというご指摘です。

これは表現ぶりの問題ですね。外川先生もほかの委員の先生も含めて内容的に御異論がなければ、事務局でなるべく同じ表現を使わないように、基準なり法令なりの言葉を指すときにはそれを使い、それ以外の部分ではなるべく違う言葉を使う、そういう方向で整理していただくのがよろしいのではないかと思います。いかがでしょう、表現ぶりだけの問題だということでお認めいただけますか。

○本多委員 その不可欠のところ、音商標(4)の(イ)、(ロ)の後、「なお」ということで、また説明して判断の要素を挙げていただいているのですが、これがあることによって、(イ)、(ロ)で十分ではないかというような意見が出ております。なお以下、またあれこれ判断する。このなお以下の①、②の文章が具体的なイメージとして難しいのではないかと。かえってないほうがすっきりとわかりやすいのではないかという意見がございましたことを申し上げたいと思います。

○小塚座長 確かに音の場合にだけ、もうちょっと立ち入った基準を書いているという書きぶりですね。商標協会の御意見はそうだということですが、ほかの委員の先生方、その点は特に何か御意見等がありますか。

事務局としては、「なお」以下は、重ねて音については少し詳しく書いておきたいということですか。

○木村商標審査基準室長 例示を全て削除している関係もあって、音については出願数も予想されますので、こういうのは明示しておいたほうが良いということで書きました。例示としてあえて書く必要がないということであれば、そういう整理もあると思いますので、そこはこちらのほうで再検討させていただきます。

○小塚座長 商標法第3条のほうで御議論いただいた辺りでも御記憶かと思いますが、音とそれ以外の新商標は若干違うのです。音以外の新商標については、基本的に商標法第3条第2項に当たらないとまず識別性はないだろう。これは小委のほうの報告書もそういうふうになっています。音だけはそうはなっていないわけです。ということですので、ちょっと間口の広さは確かに違うところがあります。その分、立ち入って基準化したいということではないかと思いますが、しかし、記述があることでかえって実務が混乱するといふのであればもちろん削除したほうが良いと思いますが、何か御意見がありますか。

○加藤委員 この商標法第4条第1項第18号というのは実務家にとってはとてもわかりにくい条文でございまして、企業さんたちからもどういふものがこれに当たるかということをよく聞かれる条文のトップなわけです。商標法第4条第1項第18号で今座長からも御指摘があったように、一番問題になるのが音だと思しますので、外川委員がおっしゃるように、ちょっと書きぶりはうーんと思えますけれども、ここに書かれている内容は、例えば、某オートバイの音などをイメージしながら聞きますと非常にわかりやすいかなと思っております。

○小塚座長 本多先生、商標協会の御意見はどれぐらい強い御要望だったのですか。

○本多委員 そもそも商標法第4条第1項第18号は、過去立体商標においても余り適用された事例がないということで、そんなにいろいろ。もうちょっと事例が出てきて、そのときに応じて考えればいいのではないかと。余りいろいろ書かれるとかえって混乱するのではないかという意見で、要らないのではないかとということでございます。具体例にしても同じような意見でございました。

○小塚座長 そのほかに御意見がありますでしょうか。

もしなければ、そもそも外川先生の書きぶりの御指摘から始まりましたので、事務局で一遍この「なお」部分の表現ぶりを直して見て、それで必要かどうかということを次回お示しして、最終的にお決めいただく。そういう意味ではちょっと残すかどうかペンディングにしたまま一応書きぶりだけ直して見て、実務の障害にならないかどうか、また逆にあったほうが参考になるかどうかということをお判断いただく、こんなことではいかがでしょうか。

か。よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、そのようなことでちょっと事務局に御負担かけますが、作業してみてください。

次です。一覧表そのものではないのですが、80 ページから、商標法第 5 条全体に関して、実質的には商標登録を受けようとする商標の解説という趣旨で書いていたわけですが、その場所を移して、87 ページの【事務局提案 31】という形にしまして、商標法第 5 条第 5 項の問題として規定する。内容を大きく変更したわけではないということですね。場所を動かすという御提案ですが、これについていかがでしょうかということと、それから、そもそもこの部分については前回御審議をいただけていませんので、何か御指摘等ありましたら御発言いただけましたらお願いします。各種商標について共通していますが、ちょっと長いのですが、87 ページから 91 ページまでです。いかがでしょうか。場所の問題及び内容について、御意見をいただけたらと存じます。

よろしいでしょうか。商標法第 5 条第 5 項の要するに商標の特定がなされているかどうかの基準として書くということです。

○林委員 確認なのですが、商標法第 5 条の第 5 項は、「前項の記載及び物件は、商標登録を受けようとする商標を特定するものでなければならない。」という条文で、87 ページの 7. の文章は、商標法第 5 条第 5 項で規定する商標の詳細な説明及び経済産業省令で定める物件が商標登録を受けようとする商標を特定するものであるか否かについては、一致するか否かを判断するものとする。一致する場合には、本項の規定に該当しないものとするという、これはこういうターミノロジーがあるのでしょうか。

○小塚座長 実は私も一委員としてはここがちょっと気になったところなのですが、本項の規定に該当する、該当しないというのは、どういう御趣旨で書いていますか。恐らくこれは特定できていることを、該当しないと書いたのですよね。特定できていないことを該当するということなのですが、ちょっと表現ぶりとしてはいかがですか。何か御説明ありますか。

○木村商標審査基準室長 確かに条文上は特定できているかいないかというところですので、その観点から、該当するかしないかというのをここでは記載しているのですが、もし表現ぶりが適当ではないということであれば、その部分については、こちらのほうで記載を見直しいたします。

○小塚座長 そうですね、恐らく本項の規定に従って特定されたものとするとか、特定さ

れていないものとするとしたほうが、読む方には親切であろうと私は感じますが、林先生、そういう御趣旨ですね。

○林委員 そのとおりでございます。

○小塚座長 ほかの先生方、その点はよろしいでしょうか。それではそのように修正してください。

そのほか、この【事務局提案 31】について何か御意見、御発言はありますか。

内容に関して言いますと、一番大きく変えられたのが恐らく音の部分ですね。音声ファイルについて、「おぼしき」というような表現をやめまして、しかし趣旨は基本的には変わっていないわけでありまして、願書記載の商標に、楽器が記載されている場合にはそちらが優先して、それと合わない物件等が出ている場合に特定できていない。それから、願書記載に楽器が特定されていない場合には補助的な資料としての物件が効いてきまして、それで特定されるという形になります。もちろん両者が一致しているというのが、特許庁からすれば最も望ましい出願の願書の書き方であることには間違いありませんけれども、全体としてよろしいでしょうか。

○池田委員 89 ページの色彩のみからなる商標と位置商標の特定方法のところなのですが、ページが飛んでしまって申し訳ありません。12 ページや 16 ページの包丁、ゴルフバッグ、卓球のラケットの例のように、実線で表示されるか破線で表示されるかというところも、88 ページのほうでも明示があるといいのではないかと感じました。

○小塚座長

実線で表示されている場合には、これは特定できていないと、そういうことですか。

○池田委員 例えば、色彩のみからなる商標の場合は、12 ページの上のところに、立体形状を示すために破線で表示されている。一方で位置商標の場合は、形状が明確になるように、同じ部分の実線で表示されている。その違いをこの図を見て理解できる方も少なくないと思うのですが、いらっしゃると思うのですが、この違いを明確に記載いただくと、よりわかりやすくなるのではないかと思います。

○小塚座長 なるほど、わかりました。例えば位置商標として出願していながら破線を使っている、あるいは色彩商標として出願していながら実線を使っている、こういう場合には特定ができていない。そういう例を加えてほしいということですね。

○池田委員 はい。

○小塚座長 それは事務局いかがですか。

○木村商標審査基準室長 確かに商標法第3条柱との関係で整理しておりますが、もし事例が必要だということであれば、追加いたします。破線と実線の使い方は結構重要なことになってきますので、その部分については例示を考えます。

○小塚座長 ほかの委員の皆様方はいかがでしょうか、今の池田先生の御提案は、あったほうが良い、あるいはあっても差し支えないというふうにお考えでしょうか。

先ほどの楽器の場合と同じで、商標全体としてみる、出願全体を見ると何か矛盾している、だから特定できないと、そういう例ですね。

では、つけ加えるという方向でよろしいでしょうか。

○木村商標審査基準室長 図形で例を出すのはそうなのですが、あるいは文字で、例えば破線の使い方とか、実線の使い方とか、そういった原則論みたいなところもあったほうが良いという感じでしょうか。それとも、そういうのは例えば出願の手引きとかそちらのほうに対応するのか。審査の基準なので、必要最低限でいいのかなという感じもするのですけれども。

○池田委員 出願の手引きのようなもので、破線と実線の使い分けというのはこういうものですよというのがあれば、それはそれで大きな方向性が変わるものではないのではないかと考えています。

○小塚座長 私もそう思いますね。出願の場合に気をつけてくださいというのは、それは手引きの問題であって、それにもかかわらず間違えた書き方をした、出願が出てきたときに、それはどう審査されるかというのが審査基準の問題だと思いますので、今のような整理でよいのではないかとと思いますが、ほかの先生方もよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、池田先生御提案の例、実線と破線の使い方を間違えた例をつけ加えて、特定できていない例ということで書いていただくということです。

次が、100ページの【事務局提案32】、これが商標法第16条の2のところの補正に当たるわけです。そもそもここに記載するかというのが前回からの御提案でありまして、今回更に若干書きぶりを修正したり、要旨変更となる例というのを書き込んだりしておられますが、この【事務局提案32】について100ページから削除部分を含めると105ページまでですが、いかがでしょうか。

○本多委員 音商標につきまして、要旨変更になる事例と要旨変更にならない事例が記載されてございます。これの例がまだ不十分なのではないか。先ほど御説明いただきました90ページ、91ページに挙げていただいております、特定する場合、特定されないと考えら

れる場合、これに対応して特定されないというふうになった場合、それを特定するように補正した場合はどのような扱いになるか、こういう補正が可能なのかどうかというところが明らかになるように対応したような例を書きいただけると、特定しない場合にどのような対処が可能かというのがわかりやすくなるので、そのところを書きいただきたいということ。

それから、音商標について詳細な説明、商標を記載する欄と詳細な説明と物件ということになりますが、それによって特定方法が 90 ページ、91 ページに書いてございます。その場合に、補正する場合優先順位というのも変なのですけれども、詳細な説明と物件が不一致だった場合どのような扱いになるのか、どちらを優先して考慮されるのかということも明らかにしていただけると、補正についてどのような方向性を考えられるかというのわかるようになるのではないかと思います。

○小塚座長 まず、後半の御質問は実質にかかわる話ですね。つまり願書に記載された、願書の記載の五線譜等には楽器の指定がない。詳細な説明と物件で矛盾している。これはどう扱うのですか。

○木村商標審査基準室長 出願された時点では、詳細な説明と物件がそもそも異なっているので、特定が全くできていない。そうなると出願人が、まずどちらを考えて出願したのかということになるかと思いますので、商標法第 5 条第 5 項の拒絶理由に該当します。その後、例えば音声ファイルがギターで、詳細な説明がピアノであった場合、実は本人はピアノで取りたかったといった場合には、詳細な説明には「ピアノ」と書いてありますので、それが出願人の意図だというのが明らかだということであれば、音声ファイルをギターからピアノに補正し、全体としてピアノの音の出願にするのか、もう一つは逆に、本当は音声ファイルのギターで取りたかった場合には、詳細な説明に書いてある「ピアノ」を「ギター」に補正する。要するに出願人の意図がどこにあったのかというところを考えていく方向もあると思います。

○小塚座長 今の事務局の説明だとすると、詳細な説明と物件の間では優先順位がない。そこで出願人の意図というか真意を確認した上で、それに合わせる差しかえは要旨変更にはならないと、こういうことだと思いますが、その扱いで先生方はよろしいでしょうか。

○池田委員 たしか前回の説明では、願書の記載が優先であるとの説明があったように記憶しておりますが。

○小塚座長 願書の記載があれば、願書は優先ですね。

○木村商標審査基準室長 願書の記載に、今のケースですと商標記載欄のところに楽器の記載がないということなので、特定されていないのです。その特定するための方法として詳細な説明と音声ファイルが提出されて、音声ファイルと詳細な説明の音色が異なっていると、そういった場合かと思えます。

○小川委員 今の各委員の意見も全部含めてですけれども、今度の新しいタイプの商標というのは今までと違って、今までは商標の記載欄だけだったので、基本的には補正を認めない。今度は商標記載欄のほかに詳細な説明と物件が入ってきたわけですから、その3者の関係で見る。その場合、補正を認める認めないの原則論をどこかで書けないか。例えば願書と物件と詳細な説明が出てきたものの中で、不一致がないのであればそれで特定されているので、補正は認めない。それから、不一致があったときは、今の話だと願書の記載欄が最優先ということですが、これとこれが不一致の場合はこっちが優先という原則論を頭で書いていただけると、あとは応用ですから、当てはめで何となく整理ができるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○小塚座長 これは非常に大きな御提案ですが、ほかの先生方はどのようにお考えでしょうか。基本的な大きな考え方を明記したほうがいいのではないかという御提案ですが。

○池田委員 同感です。

○小塚座長 ほかの先生方、いかがですか。

○外川委員 同感なのですけれども、今の順序というのは、特許庁さんの中で決まっていますか。決まっていますかという質問はおかしいですが、特に詳細な説明と物件について。詳細な説明と物件の詳細な説明のほうが優先しますというのは、審査基準の中で決めればいいことですか。

○小塚座長 そこはいかがですか。

○木村商標審査基準室長 審査基準上は、法文を読んでいきますと、物件と詳細な説明で特定していくということで、そこに優劣関係があるというところまでは書いておりません。そうすると、その部分の記載が異なるという場合には、出願人が果たしてどこに出願の意図があったのかというところを明らかにしていく必要があるのかなと考えております。

○小塚座長 特許庁内ではその考え方で統一できていますか。願書の記載が詳細な説明、物件に優先する。これは法文上疑いないことでありまして、この点は争えないと思うのです。詳細な説明と物件の関係について、どちらかが優先するかとか、あるいはその要旨が矛盾しているときに、出願人の意図というのを事実上聞いて。意図は聞かないとわからない

と思います。聞いてそれに従って処理するというこの扱いをするという、この辺りは特許庁内では意思統一がとれていますか。

○木村商標審査基準室長 今は一貫していない場合について商標法第5条第5項の拒絶理由をかけるというところですので、そこまでは間違いないと思いますので、その後の処理の仕方をどうするのかということになるかと思います。そこはまだ基準案では明確になっていないといえますか、どういう対応になるのか、とりあえず異なるものが出てきた場合には、商標法第5条第5項の拒絶理由で対応しますというところですか。

○小塚座長 商標法第5条第5項でもって、とりあえず認められないということまでは疑いない、要するに特定されていないという扱いになることは疑いないと思いますが、その後の結局補正を考えたときに、どちらに合わせた場合に要旨変更にならないのか、あるいはそれはどちらに合わせようとしても要旨変更になってしまう、つまり出願し直さないと駄目だということなのかという辺りは、今の御説明ですと事務局としてはまだ固まっていないということですね。

そこで、これを固めていただいた上で一般的な基準を書くというのが一つの考え方で、恐らく小川先生のおっしゃったこと、外川先生のおっしゃったことを合わせれば、そういう方向になると思います。もう一つは、事務局としてそこは固まっていないので、とりあえず書かないというのがもう一つの処理の仕方ですけれども、どちらがいいとお考えでしょうか。

○本多委員 今までの音商標についての必要書類等の考え方から考えますと、商標見本プラス物件というのがマストであって、詳細な説明というのは付随的に補助的に出すというイメージでございました。そこから商標法第27条の権利範囲の条文なども考えますと、やはり音声ファイルが優先なのではないかというイメージを抱きがちでございますので、そういった点はクリアにしておいていただきたいと思います。

○加藤委員 本多委員の御懸念というのはもっともで、87ページ以降に書かれている商標法第5条第5項違反というのが拒絶理由で、それに対応する部分が100ページ以降に書いてあるというつながりが、ちょっと一般国民からするとわかりづらいのではないかと。例えば商標法第4条第1項第18号の74ページには、「これが問題になるのは、商標法第3条第1項第3号に該当するものであったが商標法第3条第2項に該当すると認められた商標についてである」といった一文が入っていて、こういったものは非常に理解がこちらに促されるものなのです。ですので、小川委員がおっしゃったように100ページ以下の記載に

については、商標法第5条第5項違反の拒絶理由が出た場合の対処としてこういった補正が必要になるけれども、その場合にこういうことをすると要旨変更として却下されますよということが原則、それから流れがはっきりするような形にさせていただければ、代理人としては一番ありがたいかなと思います。

○田中委員 今お聞きした点に関連しますが、補正には非常に難しい問題がある上、新しい制度が入っているいろいろなものが提出されるようになりますので、そもそも商標出願における要旨とは何か、その認定は何をもってどのようにするのかという辺りからちゃんと考えないといけない問題だと思います。要旨の変更になるかどうかの判断も、その辺を含めて深い問題だなと思っています。法令の解釈の問題に係わるかもしれませんし、審査基準の文言をいじることで解決する問題かどうかということから考えなければならないという感じがいたしております。

○小川委員 全く同じことなのですが、例えば商標法第5条第4項は経済産業省令でかなりのところを委ねているのですが、それが私たちには全く見えない。見えない中で何の基準をつくるのだろうか、そういうことに尽きるのではないかと思います。

○小塚座長 その御指摘はもっともです。政省令と基準がほぼ並行して作業が進んでいる状況でございますので、委員の先生方には大変御負担をおかけしております。

せっかくですので、林先生もお考えを何かいただけますか。要するにこの補正の場面で何が要旨変更になるかということについて、商標のタイプを超えた一般論が必要ではないか。特にそれを書くためには、先ほど来問題になっている願書の記載と詳細な説明と物件とが矛盾している場合の優先的な優先順位みたいな話を決めないと確かに決まらない話ですけれども、それを決めていただいた上で、書くということが望ましいかどうかということですが、いかがでしょうか。

○林委員 確かに実務的にはそこが書いてあるほうが親切だと思うのですが、田中先生がおっしゃったように、そこを書き切るというのも難しい部分があり、100ページの(2)のところで「願書に記載した商標の補正は、原則として、要旨の変更」、101ページの(3)で「商標の詳細な説明又は物件の補正が、要旨変更であるか否かについては」ということで、ここにその後なお書きも含めまして、まずは原則論的なものは書かれているわけです。更に先生方から、詳細な説明と物件のところは「又は」で書いてあるので、その優先関係、そこまでクリアにならないかという御趣旨だと理解しているのですが、現時点においてここをこれ以上詰めることが、答えを言うことがなかなか難しいなと思っております。

○小塚座長 そうしますと先生方の御意見は、ここがクリアになるのであれば望ましいと。他方で田中先生、林先生から出た御発言、それから小川先生も同じだとおっしゃったのですが、それを当商標審査基準ワーキンググループでクリアにしていけるかという問題は確かにありますね。もちろんクリアにならないものは書いてはいけないわけでありまして、それが法令から一義的に導かれるかどうかというのは確認する必要がある。こういうことでよろしいでしょうか。

もしそうだとしますと、これは最後に御相談するスケジュールの問題にもなりますが、次回商標審査基準ワーキンググループまでの間に、少なくとも事務局内部では、政省令の姿が現在以上にはっきり見えてくると思うのです。それを踏まえていただいて、今の詳細な説明と物件の優先関係について書けるかどうか御検討いただいて、書けるのであれば、林先生御指摘の101ページの辺り、この(3)の柱書きといいますか、(イ)に入る前の、この辺りに少し最初に小川先生から御指摘のあった一般論をつけ加える。はっきりしないのであれば、それはもうあきらめる。こういうことではいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

本多先生、最初に御指摘だったのは、音商標についてというところが始まりですよ。ということですが、今の一般論が記載されればある意味で解決する問題ですね。書けない場合にはどういう対応になりますか。書けない場合には、現在の102ページの①、②の書き方、一応これも願書に記載された商標に楽器が書かれている場合、願書に記載された商標に楽器が書かれていない場合と、一応場合を分けて書いてあるのですけれども、これではまだ不足だという御指摘ですか。

○本多委員 そうですね、先ほどの90ページ、91ページのところ、音の商標の説明が、手を「パンパン」とたたいて、その後2秒とか3秒という問題があって、そこがずれている場合は特定していないよということ、物件とずれていた場合は特定していないよという例が挙がっていたので、例えばこういうことがもし可能であれば、そういったことに対応して、物件を直すことはいいですよとか、要するに商標法第5条の関係で出されていたものにできるだけ対応していただけるとわかりやすいかなということなので、そこは解釈できる範囲で結構ですので、対応した例を挙げていただきたいと思います。

○小塚座長 わかりました。ありがとうございます。

これは先ほど加藤先生がおっしゃった商標法第5条第5項との対応という問題でもありますので、そうすると事務局には2つ宿題が出たということで、1つは先ほど申し上げた

一般論の問題。一般論では書き切れない場合、あるいは一般論を書いた場合も、見直していただいて、商標法第5条第5項に挙げられている例との関係で、拒絶になった後補正ができるもの、あるいはできないものというのがもう少しつけ加えられないかどうか精査していただく、こういうことであろうかと思えます。それでいかがでしょうか。

よろしいですか。

ありがとうございます。

以上で、前回審議の対象となった点については終わりです。

あともう1点だけ、最後に111ページのところ【事務局提案33】というのが、一応事務局提案として書かれています。これは審議していただくほど大きな論点ではないですが、もちろん商標審査基準ワーキンググループは提案をどの点も含めて審議することは自由です。一応御指摘は申し上げておきます。

さて、以上の点も含めまして、それから前のほうに戻りまして、商標法第3条第1項以下の部分ですが、今日御説明いただいたところについて、どうぞ御自由に御指摘、御懸念等ありましたら御発言ください。

○本多委員 14ページでございます。五線譜にて記載不可能又は困難な音についてということで、音の種類と言え、例えばということで「必ず、擬音語又は擬態語と組合せて記載するものとする」という記載がございます。これで表現できないようなものもあるのではないかと。例えば「ヤフー」という言葉をヨーデル風に奏でるみたいな場合、必ずしも擬音語又は擬態語と組合せては表現できない場合もあるのではないかと懸念がございます。

○小塚座長 「ヨーデル風」というのは、五線譜でも書けないということですか。五線譜でも書けず擬音語でも擬態語でも書けない。しかし商標として特定して出願したい。これは可能ですか。事務局にお考えはありますか。あるいはほかの先生方、何かお考えはありますか。

○木村商標審査基準室長 今の本多委員の例は、アメリカで登録されている例で、書き方がなかなか難しく、まず一番大きいところは人の声でヨーデル風に「ヤフー」と叫び声ですね。それらの要素がきちんと書けているのであればいいと思いますが、多分そこも最終的には音声ファイルで、どういう音なのかというのを確認するしかないのかなという気がしますが、ここは擬音語、擬態語で書きあらわせないものもあると思いますけれども、なるべく具体的な形で書き砕いて書いていただくということになると思います。

○小塚座長 ほかの先生方、御意見ありますか。もしそうだとするとこの基準の書き方は、必ず、擬音語、擬態語と組合せてというふうにはならないということになりますけれども。アメリカで取れているものが全て日本のこの基準のもとで特定されるというつくりになっているかという、今日本の基準は若干固めのような気が私はします。アメリカはかなり広く認めていますからね。いかがでしょうか。

○池田委員 この話をするのが適切かどうかというところもあるのですが、アメリカの場合はあくまでも使用主義であるというところを前提とすると、出願に係る商標というのは知られているというところがスタートになります。日本の場合は登録主義であるというところを前提とすると、必ずしも同じわけにはいかないのではないかと考えます。

○加藤委員 私も本多委員の御指摘の一文は非常に気になったところでございます。というのも例えば、「あーおーき」とかそういうかけ声だとしますと、そのときに私は絶対音感がないのであれですけれども、例えば「ソファソファソ」というような音で表せたとします。だけれども、これを五線譜ではなくてこちらの文章で出したというときに、一体どうやって書けばいいのか。それから、これはそもそも五線譜で表せたのだから、五線譜で表すべきだったというような拒絶理由がかかったり、何らかの指令がかかったりするのではないかという恐怖といいますか、心配といいますか、そういうのもあったりいたします。ですので、この「必ず」、擬音語又は擬態語と組合せて記載するという表現とか、今のかけ声なんかの場合にはその辺がちょっと気になりますね。

○小塚座長 恐怖とおっしゃるのは、代理人の方のお立場として恐怖なのだと思いますが、商標審査基準ワーキンググループとしては、それを五線譜で書いてくださいと言うかどうか、これは商標審査基準ワーキンググループで決めることだと思います。ほかの皆さんいかがでございますか。

○池田委員 この必ずというところまで行くとちょっと行き過ぎかなということを感じていまして、前回までの例などでたしか、ただ単に機械音、ただ単に風の吹く音と書いてあったような気がするのです。そうすると実際の音が例えば機械音にしても、ここにあるように「カチャカチャ」という音もあれば、「グワングワン」かもしれないし、「ウィンウィン」かもしれない。ただ単に機械音が鳴ってというだけだと、結局解釈はいろいろ幅がかなり広がってしまうというところで、擬音語、擬態語というものがあるべきなのではないかという気はしているのですが、必ずとまで。実際は何とか音と書いてある程度特定できるようであれば、必ずしも擬音語、擬態語が必要なものでもないと考えます。例えば「ウ

インウィン」という音だとすると、恐らく回転音だと思うのですが、「回転音」といった表現で特定ができるようなものであれば、擬音語、擬態語というのは必須のものではないのではないかと考えます。

○小塚座長 これは商標法第3条第1項柱書きのところで書いていますから、特定の問題ではないのかもしれませんが、しかし、商標法第3条第1項柱書きに言う商標として認められるための要件を書いている部分ですよ。そこをもちろん変な言い方ですが、要件は法律に書いてあるわけで、法の解釈を基準として示している部分ですね。ということですので、擬音語又は擬態語以外の態様によって適切に特定されていれば、ここで言う商標に含まれるのだと考えれば、先ほどのヨーデル風とか、かけ声、どういうかけ声なのか私は絶対音感がないので再現できませんけれども、かけ声とかも入ってくるということになりそうですが、いかがでございましょう。

一つの考え方としては、「擬音語又は擬態語と組合せる等により適切に記載するものとする」というふうにすれば、一応若干のゆとりは出ますけれども、それでよいかどうかというのは当ワーキンググループで決めることですので、先生方の御意見をお願いします。

○林委員 「必ず」はどこにかかるかなんですが、音の種類について必ず記載しなければいけないという話なのか、記載するときに必ず擬音語又は擬態語と組合せなければいけないという話なのか、それはどちらなのでしょう。

○小塚座長 事務局の書いた意図はどちらですか。

○木村商標審査基準室長 これは資料2の5ページの項番13です。これは御指摘いただいているところです。組合せが必要ではないかということで、「必ず」というのは、擬音語又は擬態語との組合せというところの記載です。

○小塚座長 そうですね、ここは確かに先ほど池田先生が言われたように、風の吹く音とか機械の動作音という話を前提にした御意見だろうと思いますので、項番13は、そうでない場合について出された意見ではないのだろうと思うのです。

これは、商標登録を受けようとする音を特定するものと認められる場合の項目の中に入っているわけですね。そうすると先生方の御意見は、擬音語又は擬態語と組合せる方法以外にも、きちんと記述により特定されていれば五線譜記載以外の書き方でよいのではないかと、こんな感じですか。もしそうであれば、先ほど私がちょっと申し上げましたが、「擬音語又は擬態語と組合せる等の方法により特定して記載するものとする」、こんな感じになりますけれども、よろしいでしょうか。本多先生、それでよろしいですか。

ありがとうございます。それではそういうことにいたしましょう。

では、この問題はそのように決定いたしまして、その他、たたき台全体についてどうぞ御意見をお願いいたします。

○小川委員 今の音のところで、音の商標を楽譜で表す場合は、必ず五線譜にすることに省令はなるのでしょうか。

○小塚座長 事務局からどうぞ。

○木村商標審査基準室長 省令については今検討しているところですけども、五線譜又は文章による記載という形になるかと思います。

○小川委員 そうですか。ここに一線譜の例が出ていますよね。総譜の中に一線譜がある場合、これは例えば今のような省令になったときに矛盾は起きないのですか。省令違反にはならないのですか。

○小塚座長 仮に省令が五線譜と書いた場合という前提で、いかがですか。

○木村商標審査基準室長 全体として五線譜だという解釈、要するに一線譜が含まれているとしても、全体として五線譜に該当するという事で考えております。

○小川委員 一部に含まれるならいいということですか。例えば15ページ左側の下のほうにもギターのタブ譜がありますが、よく五線譜とタブ譜と2つ並んで、総譜というより2つ並んでいるだけのものもあるのですが、そういうのはOKになるのですか。五線譜以外の楽譜がどのくらいまで盛り込まれるのはセーフなのかとか、ちょっとわかりにくいなど。省令で確認されて、省令に違反しないような基準にしていただければ、それで結構です。

○小塚座長 御指摘、ありがとうございます。ボーダーラインケースは出るかもしれませんが、また全てを基準に書かなくてもいいかもしれませんが、ある程度考え方は整理しておいたほうがいいかもしれませんね。一線譜だけ出してくるのは駄目だという理解なのですね。ここはあくまでも総譜の一部として出るという前提です。わかりました。

○本多委員 そうすると15ページのこれは、詳しい方によるとベースギターの譜は四線譜だですけども、これだけで出てくるということは十分考えられるのですが、政省令で五線譜というふうに特定してしまうと、ここが入らなくなるということになりますでしょうか。すみません細かい点で。

○小塚座長 これはどなたか答えられますか。まだ、省令を今内部で議論している段階で、難しいですかね。

○本多委員 一応その点御検討というか、四線譜ということだけで通用している楽譜もあ

るといふことで御理解いただいて、政省令を御検討いただければと思います。

○小塚座長 それでは小川先生、本多先生の御意見は、基準についてではなく省令作成の過程でインプットしてください。

要するに政省令といいますか、法文の言葉としての五線譜というのが、音楽家が言う五線譜と同じとは限らないので、法文上の言葉で言う五線譜というものの解釈として何が含まれるかという話かもしれませんから、そこは考え方をよく整理しておいてください。

そのほかいかがでしょうか。加藤先生。

○加藤委員 24 ページの一番下の行の例なのですけれども、果たして適切かというふうに思います。これは役務の提供に当たり通常使用されるという例で、「自動車用タイヤの貸与」について、「黒色」ということですが、この役務の提供に当たり、提供の用に供される物の色ではありますが、この提供に通常使用される色かどうかというのはちょっと疑問を持っております。

○小塚座長 これはどうでしょうね、ほかの先生方はこの点はどういうふうにお感じになりましたか。この辺りの事例は、事務局が苦勞されていろいろ直しておられるのですけれども、ほかの先生方は、この書き方でほかにしようがないとおっしゃるか、いや、やはり誤解を招くのではないかとお考えになるか、いかがでしょう。

本多先生。

○本多委員 やはり役務の場合は、提供の用に供するという文言が適當のように感じますので、こういうふうにならざるということになると、違和感があります。

○小塚座長 役務の提供の用に供する物が有する色彩と、そこは御異論ないわけですね。そこは違和感がない。加藤先生もそれならよろしいわけですか。つまりここは15. の(2)の中ですので、(2)で「役務の提供の用に供する物等が通常有する色彩」とあって、その概念として「役務の提供に当たり通常使用される又は不可欠な色彩」というので、今の本多先生の御指摘と加藤先生の御指摘が同じであれば、この(ロ)の表現ぶりの問題だということになりそうなのですが。

○加藤委員 私が指摘しましたのは、その表現ぶりの問題が1点と、ここの例としてこれが適當かという点と、2点指摘させていただきました。

○小塚座長 それは(2)の例としてそもそもおかしいということですか、それとも、それは(イ)、(ロ)のいずれでもないということ。

○加藤委員 審査基準に例示されてしまいますと、もうこれは登録されない例として確定

されてしまいますので、自動車用タイヤのレンタル業をしている人は、黒は取れなくなるのかということになりますので、私自身としては果たしてそうなのだろうかと思ったりしております。

○小塚座長 これはちょっと御議論いただかないといけませんね。そうなる तोかなり実質的な論点に入りますからね。ほかの先生方、いかがでございましょう。

タイヤのレンタル業について、黒は取れなくてもいいではないかという考え方ももちろんあり得るところで、そうであればこの例で正しい、表現ぶりを整理すればいいということになりそうですが。

○本多委員 例えば看板が黒とか、ユニホームが黒とか、そういったことはあってもおかしくないように思います。

○小塚座長 もちろんユニホームが黒でも何の問題はないのですが、それを色彩商標として登録することがよいかどうかということですので。

○本多委員 そこが独占して、もうそれを見ればそのレンタル業だと、タイヤのお店だとわかるような状況になっているのであれば、それを否定するものではないのではないかと思います。

○小塚座長 学者の先生方が好きな言葉で言えば、要するに一私人に独占させてよいかどうかという公益的判断という話ですよ。もちろん審査基準に例として挙げられなかったからといって取れるという保証はどこにもないので、御意見が分かれるようであれば、例としては落とすということも考えられますが。

○田中委員 今の議論は、15. の (2) 自体がおかしいという議論になっているのでしょうか。「通常有する色彩」だと、タイヤですから黒ですよ。この (2) 自体が、今の議論では揺らいでいるのではないのでしょうか。この点はクリアした議論ではなかったのかと思っていたのですが。これ自体をもう一回考え直すというならまた別ですが。

○小塚座長 加藤先生、本多先生、この (2) という項目自体に疑問を持たれたという御趣旨ですか、それとも単にこのタイヤという具体例、タイヤの貸与と黒というこの具体例についてのみおっしゃっているという、加藤先生はそういう御趣旨ですね。うなずいておられますね。本多先生もそうですか。

そうであるとする、要するに当てはめの問題ということですが。そうすると概念には御異論がないようなので、具体例があつて、具体例を出したために概念自体に疑問が出るよりは、概念は立てておいて具体例を省くというのは一つの考え方ではあります。他方

で具体例がだんだんなくなっていくと、わかりにくい基準になることは間違いありません。

お二人の先生が、ちょっとこの例はと言われ、積極的にこの例があったほうが良いという御意見が今のところないということですが。

○池田委員 本質から外れてしまうような気もするのですが、商標法第3条第1項第3号に該当しない場合には商標法第3条第6号に全て該当するという記載もあることを考えると、どちらにしても行き着く先は使用による周知性の獲得のルートに乗せなければならないというところを考えると、余りここはナーバスになる必要はないのではないかと感じました。

○小塚座長 ということは、これは、例がなくてもいいのではないかとということですね。もともと消火器とか道路工事とかいろいろあって、どんどん反証が出てきて、赤くない消火器があると私は知らなかったのですけれども、そのうち世の中に緑のタイヤも出るかもしれないので、それではこの例は省いて。ただ、項目は概念としては残していただくと、こういうことで整理するのでよろしいでしょうか。

○小川委員 色彩の表示というのは多様な書き方ができるのですか。例えばコーヒー色というのはOKなのですか。そういうのは駄目なのですか。コーヒーの提供にコーヒー色はどうかのかなと一瞬思ったのですけど、そのような表示というのは省令では認めていないのですか。これは全部省令にかかってきます。

○小塚座長 事務局いかがですか。

○木村商標審査基準室長 コーヒー色というのがどういう色なのか特定できませんが。

○小川委員 例えばコーヒーの色を色彩で表すと何色なのですか、こげ茶色ですか。

○木村商標審査基準室長 コーヒー色と言っても、いろいろな色があって、一義的に例えば特定の色見本のこの色だというのは、多分そういう特定がなかなか難しいのではないかという気がするのです。炒ったときのコーヒーの色、普通に温かくして飲むときの色とか。

○小川委員 でも、普通に赤色とか黒色と言っても同じですよ。いろいろな黒があって、いろいろな赤があって。どういうふうにされようとしているかわかりませんが、これも省令との関係で考えていただければ結構です。

○小塚座長 それは「コーヒー色」というような言葉を使うことは必須ではないですね。色見本を出せば。

○木村商標審査基準室長 商標記載欄に色を記載していただいて、詳細な説明のところにそれを特定するような形で書いていただければいいと思います。

○小塚座長 そうですよね、ですから色見本を出して色彩番号を出せば、別に「コーヒー色」と書かなくても出願にはなるわけです。逆に「コーヒー色」と書いてきたときにどう扱うかという問題はあるので、小川先生の御指摘はそういうことだと思いますが。それは基準に書くかどうかは別として、事務局では頭の整理はしておいてください。

では、先ほどのものに戻りまして、タイヤの黒の例は落とすということでもよろしいでしょうか。

ありがとうございます。そろそろ時間が近づいておりますが、そのほかに、このたたき台案について今日御指摘になりたいことは。

○小川委員 商標法第3条第1項第6号の例なのですが、32 ページで、11. 色彩のみからなる商標について。ここに並んでいるものについては、商標法第3条第1項第6号の規定に該当するというふうに書いてあるのですが、よくよく見てみるとこれは商標法第3条第1項第3号ではないかと思うのですが、そうでもないのでしょうか。

○小塚座長 そうですね、第3号と第6号の関係は理屈の上でも難しいところですが、事務局としてはどういう整理でお書きになりましたか。

○木村商標審査基準室長 商標法第3条第1項第6号の整理のところ、不可欠な色彩又は役務の提供に当たり不可欠な色彩ではないのですけれども、通常使用される色彩というカテゴリーが1個あって、それは、例えば「携帯電話」で「シルバー」というのは不可欠ではないですね。その色を使わないといけないというわけではないのですが、通常使用される色彩ということで、そのカテゴリーだということでこの例示を出しておりますけれども、確かに第3号との仕分はちょっと難しいなと思っています。

○小川委員 一般論として、採用され得る色彩というような意味合いであれば第3号ですよ。需要者から見て、これは一定の商品の色彩だと認識されれば第3号ですよ。あえて第6号まで引き出さなくても、全部第3号で処理できるのではないかと思ったのですが。もう既に小委員会のほうで整理済みなのであれば、いずれにしても拒絶ですから特段異を唱えませんが。

○小塚座長 柱書きは概念的には明確に整理していて、第3号に当たらないとしてもという趣旨で、「該当するもの以外は」と書いたのです。ただ、その例を出すとしても例から皆さんがお考えになるので、小川先生がおっしゃるような疑問が出てくるのだと思います。それはもう一度、この例を出すことが適切かどうか。他方で、繰り返しますけれども、例をどんどん削っていくと非常に抽象的なものだと基準としてはわかりづらくなりま

すので、その辺りを再検討するという事で預らせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○加藤委員 是非再検討していただいて、この(1)の「魅力等の向上に」という言葉についても御検討いただければと思います。

○小塚座長 どのような御懸念があってという御趣旨ですか。

○加藤委員 色彩のみからなる商標を出願しようとする企業は、その商品に魅力を加えようと思って考えて色彩を選択しているのですから、この「魅力等の向上に」という言葉を入れられてしまうとちょっと困る場面があるのではないかと感じています。具体的に指摘できなくて申し訳ないのですけれども、ちょっと引っかかっております。

○小塚座長 ありがとうございます。それは一応事務局のほうで再検討してください。ただ、原案の趣旨は「魅力等の向上に通常使用される」とここを一つの中で読んでいただきたいので、魅力等の向上に使用される色彩全てをアウトにするという趣旨ではありませんので、そこは御指摘して。ただ、よりよい表現方法があるかどうか。

○池田委員 47 ページの商標法第4条第1項第7号のところになりますが、【事務局提案25】について、その音の商標の取り扱いがほかの記載のバランスに比べてかなり多いなど。ちょっと読み込んでみると、2. の中の使用等が禁止されている商標、特定の国若しくはその国民を侮辱する商標、国際信義に反する商標、こういったところにそれぞれ例示として当てはめられていけるものが多いのではないかと感じまして、そのほうがシンプルになるような気がいたします。

○小塚座長 ただ、一応この小委の報告書では、緊急用のサイレンや国歌、外国のものを含む等の公益的な音の商標は一私人に独占を許すことは妥当ではないことから、その登録を認めないよう必要な審査基準を整備することは適当であると書かれていますので、我々としては、ここは整備しなければいけないということですので、お差し支えなければ、これはちょっと厚めに書いてもいいかなと思ったのですが。

○本多委員 同様のところでございます。あまり第7号を広げるとするのは、今まで何でもかんでも第7号になってしまうのはいかがなものかという意見がよく出ております。先ほどの御説明で緊急用のサイレンですけれども、法律で使用の禁止がされているサイレン音もあるということですので、そういったものは先ほど池田先生がおっしゃったように2. のところではできないのではないかと感じています。また、その他の音であれば、独占適応性がないものとして、商標法第3条第1項第6号の適用も可能なのではないかと感じています。

で、御検討いただければと思います。

○小塚座長 ありがとうございます。

○小川委員 関連で、事務局が書かれたもの、例えば4. なんですが、4. もなるほどと思ったのですが、もし4. で音の商標を書くのであれば、色彩のみからなる商標もあるのではないかと。例えば外国の国旗を想起させるような場合がありますよね。外国の国旗は単純な色彩の組合せだけの商標はたくさんあります。例えば青と白と赤の3つ並べたらフランスですよね。これを縦にしたらオランダだとか、緑と白と赤だったらイタリアだとか、そういうのは幾らでもあるので国旗を想起するようなものも、もし音の商標で国歌のことを言うのであれば、それも入れたらいかがか。例示として入れるとかいろいろなやり方があるかと思いますが、音を入れるなら色彩もと思いました。

○小塚座長 小委が音にだけ特に言及していますので。

○木村商標審査基準室長 確かに御指摘のとおり、国旗あるいは色彩のみからなる組合せについては、国旗については42ページの【事務局提案23】で、国旗あるいは公的なものについては対応する形にさせていただいております。それ以外に不足のものがあればですが、基本的には23のところでも一定程度対応できるのではないかと思います。

○小川委員 これはあくまで類似と認識される場合だけです。類似とまでは言わないけど、ちょっと想起させるものです。それはやはり拒絶すべきだろうと。そうしたらもう第7号しかないということに。第7号を広げ過ぎるなという御提案もさっきありましたけど。

○小塚座長 私もちょうとリマインドされてきました。第1号はもともとその図形商標があるので第1号のような規定はあるわけですが、音商標についてはこれに当たるような規定が結局ないので、持っていくとすると第7号になる。そこを新商標がふえたからといって、一気に第1号類似の規定をふやすわけではなくて第7号で対応しようということで、あえて小委は音のことを「公益的な音」という様にして言及したのではないかと思いますので、そういう意味では第1号を補完するものとして、ちょっと第7号が膨らむことはある程度やむを得ないかなという気はしますが、他方で小川先生が言われるように、第1号で拾えない国旗の問題があるのではないかとということもありそうですので、そのバランスは事務局で検討するというところで預らせていただいてよろしいでしょうか。

○加藤委員 この色彩のみからなる商標について、商標法第4条第1項第7号に加えられるのは反対でございます。オリンピックに200ぐらいの旗が出てきますけれども、グリーン一色とかもあるのです。そうするとグリーンを取りに行く企業にとっては、国旗の規定

が第7号に入ってしまうととても難しいことになりますので、是非第7号は控えめにしておいただければと思っております。

○小塚座長 そこはほかの先生方はどういう御意見ですか。音だけについて書かれているのが確かに突出して見えますが、先ほど私が申し上げましたような、一応それなりの問題意識があって小委としては書いているということなのですから。それぞれ小川先生のおっしゃること、加藤先生のおっしゃること、本多先生のおっしゃることはありますので、それぞれ踏まえて事務局で再検討するということによろしいでしょうか。

ありがとうございます。そのほか特に今日御発言いただくべきことがありましたら、お出しいただけますでしょうか。

○加藤委員 1点確認させていただきたいことがございます。来年4月若しくは5月に施行が予定されているわけですが、今月若しくは来月以降、海外で出願された新しい商標についての優先権が認められるのかどうなのかという質問が日本弁理士会のほうに来ております。これについてお答えいただければ幸いです。

○小塚座長 それは別途御回答いただくとしまして、ただ、そろそろ日程が迫っていることは事実でございますので、その日程の話もしなければいけません。

それでは、スケジュールの話に行く前に、今日いただきました御意見について、修正しますと申し上げました点、最初に加藤先生が御指摘になった点もテイクノートしてあります。それから事務局で持ち帰って検討すると申し上げた点、これらを修正して次回もう一度お出しするという前提ではありますが、基本的には現在のたたき台案に沿った形でまとめていくということによろしいでしょうか。お預かりした点はもちろんありますけれども、よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、そういうことにさせていただきたいと思っております。

### 3. 今後の検討事項とスケジュールについて

○小塚座長 では、事務局から、今後の検討事項、スケジュールについて御説明ください。

○木村商標審査基準室長 資料3、今後の検討事項とスケジュールでございます。これまでの商標審査基準ワーキンググループの検討事項ですが、地域団体商標、新しいタイプの商標、パリ条約商標法第6条の3への対応ということで、法律の改正に対応した審査基準の見直しを検討してきております。

今後の検討事項ですが、地域団体商標の周知性要件に関する検討ということで、これは第2回、第4回ということで一定の方向性について御議論いただいているところですが、今回、商標審査基準改訂案の取りまとめに当たり、この周知性についても同様に案文をこちらのほうで提示し、御議論いただきたいと思いますと考えております。

3. の今後のスケジュール（予定）ですけれども、次回第9回に周知性要件、それから取りまとめ、それから、12月に取りまとめ後に審査基準改訂案のパブリックコメント、それが終わった後にもう一度、政省令の状況も踏まえながら改訂案の御審議をいただいて、1月以降ということで時期は未定ですけれども、審査基準の公表ということで進めていきたいと思っております。

○小塚座長 ありがとうございます。この進め方で特に皆さん御意見、御異論等ございますか。

○小川委員 このワーキンググループの場で、政省令というのはどのタイミングでお示しをいただけるでしょうか。

○小塚座長 事務局から御回答をお願いします。

○木村商標審査基準室長 3. の今後のスケジュールの(2)でパブリックコメント実施というのを12月に予定されていますので、これと同じタイミングで、政省令についてもパブリックコメントが出されると思います。

○小川委員 政省令もパブリックコメントを取るのですか。

○木村商標審査基準室長 取ります。ですので、その案についてここで御紹介できると思います。

○小川委員 では、私たちはパブリックコメントで政省令を知るという形になりますか。

○小塚座長 次回という意味ですね。

○小川委員 次回、案を示していただける。

○木村商標審査基準室長 次回につきましては、まだ正式にパブリックコメント前の段階だと思いますので、次回示せるかどうか私のほうからコメントできませんが、政省令は当然12月にはパブリックコメントを予定しておりますので、それに合わせて御紹介できると思います。

○小塚座長 よろしいですか。

○諸岡審査業務部長 政省令のタイミングというのは、今、審査中でございますけれども、委員の皆様には案としてほぼ固まった段階にはお示しいたします。ワーキンググループで

オープンにできるのはパブリックコメントという手続の段階になるかと思います。当然のことながら、政省令に合わせて審査基準についても必要な部分は修正しなければいけないと思っておりますので、それは事務局の方で行い、皆様にもそれをお示ししたいと思っております。

○小塚座長 それでは、その辺りはしっかりとタイミング調整してください。

それでは、この進め方についてはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。そうしますとまだあと1回少なくともこの審査基準改訂案について御意見をいただく機会がありますので、何か御指摘等ありましたらよろしくお願いたします。

#### 4. 閉 会

○小塚座長 以上をもちまして、ちょっと時間が延びましたけれども、本日の議論を終了したいと思います。最後に、次回日程について商標課長からお願いします。

○青木商標課長 本日も大変御熱心な御議論をいただきましてありがとうございました。次回のスケジュールでございますが、次回の第9回商標審査基準ワーキンググループは11月26日を予定してございます。詳細につきましては追って御連絡いたします。

○小塚座長 それでは、本日これで終了です。ありがとうございました。

以上